

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市小中学校PTA連合会活動事業補助金
補助の区分	事業補助（事業補助）
補助の概要	小中学校PTA連合会の円滑な活動の支援を図るために、小中学校PTA連合会の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	佐渡市小中学校PTA連合会
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	予算計上額を上限とする
	○少額（5万円以下）補助金の理由
	佐渡市補助金等交付規準の一部例外規定による
補助率等	市長が定める
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	佐渡市補助金等交付規準の一部例外規定による
数値目標等	A 数値化
	教育支援事業来場者数 1,000人
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 費用対効果については数値化できないが、役員会、PTA指導者講習会、教育支援事業、PTA連合会表彰、市P連だより発行の活動実績により評価する。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	団体に通知
事業担当	（担当部署） 社会教育課
	（電話番号） 0259-58-7356